

## 食品安全委員会（第627回会合）議事概要

日 時:平成28年10月25日(火) 14:00~14:38  
場 所:食品安全委員会大会議室  
出席者:佐藤委員長ほか 6名出席  
傍聴者:報道 0名、行政機関 2名、一般 4名

### 議事概要

#### (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

##### ・農薬 6品目

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| [1] アミノシクロピラクロール | [2] シアナジン      |
| [3] ピラジフルミド      | [4] フルチアセットメチル |
| [5] プロシミドン       | [6] ミクロブタニル    |

(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

「フルチアセットメチル」及び「プロシミドン」について、現時点で、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることと認められることから、農薬専門調査会で審議することとなった。

「ミクロブタニル」について、農薬専門調査会で審議することとなった。

「シアナジン」について、農薬専門調査会で審議することとなった。

「アミノシクロピラクロール」及び「ピラジフルミド」について、農薬専門調査会で審議することとなった。

#### (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「イソフェタミド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「シクラニリプロール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フェナザキン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フルトラニル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「イソフェタミドの一日摂取許容量 (ADI) を0.053 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を3 mg/kg 体重と設定する。」

「シクラニリプロールの一日摂取許容量 (ADI) を0.012 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がない。」

「フェナザキンの一日摂取許容量 (ADI) を0.0046 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.1 mg/kg 体重と設定する。」

「フルトラニルの一日摂取許容量 (ADI) を0.087 mg/kg 体重/

日、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がない。」  
との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 動物用医薬品、飼料添加物及び農薬「オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンのグループ日摂取許容量（ADI）を0.03 mg/kg 体重/日、オキシテトラサイクリンの急性参照用量（ARfD）を0.03 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・ 飼料添加物「*Schizosaccharomyces pombe* ASP595-1株が生産する6-フィターゼ」に係る食品健康影響評価について

→担当の熊谷委員及び事務局から説明。

「飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。